

2017. 6. 27

## 夏に多発する食中毒を防ぐとともに安全な食品の流通を確保するために「夏期一斉取締り」を行います

食中毒の発生しやすい夏期を迎え、飲食店、食肉取扱施設、旅館、仕出し・弁当屋、スーパーマーケット、学校等の衛生管理を確認するために、県下一斉に保健福祉事務所（保健所）職員が立入検査を行います。

夏に多く発生しているカンピロバクター、腸管出血性大腸菌等による食中毒を防止するため、食品の衛生的な取扱いを重点的に点検します。

また、流通食品の安全性を確保するため、店頭における食品の抜き取り検査を実施します。

### 1 実施期間

平成 29 年(2017 年) 7 月 3 日（月）から 8 月 2 日（水）まで

### 2 実施機関

県内 10 保健福祉事務所（保健所）

### 3 実施方法

#### (1) 立入検査

##### ア 重点施設

飲食店、食肉取扱施設、旅館、仕出し・弁当屋、スーパーマーケット、学校等

##### イ 立入検査内容

食品の衛生的な取扱い方法、食品の適正表示（期限表示等）の確認等

#### (2) 食品の抜き取り検査

##### ア 対象食品

食肉類、乳製品、魚介類、アイスクリーム類、飲料、果実・野菜等

##### イ 検査項目

細菌（大腸菌群、腸炎ビブリオ、サルモネラ属菌等）

食品添加物（着色料、保存料、発色剤等）

残留農薬、重金属等

### ●内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課

（電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp）

・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口

## ○ 参考資料

平成 28 年度（2016 年度）の夏期一斉取締りの実施結果

### （1）立入検査結果

立入検査施設数	指導施設数	指導施設の内訳
4, 717	733	<ul style="list-style-type: none"><li>・許可を要する営業施設 : 690施設</li><li>・許可を要さない営業施設 : 43施設</li></ul>

### （2）食品の抜取り検査結果

検体数	不適合数	不適合内容
382	3	<ul style="list-style-type: none"><li>・食肉製品の規格基準違反 : 1件</li><li>・乳の規格基準違反 : 1件</li><li>・乳製品の規格基準違反 : 1件</li></ul>

## ○ 問い合わせ先

保健福祉事務所（保健所）ごとに実施計画を立てていますので、お問い合わせください。

保健福祉事務所名	電話番号
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0267-63-3297
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0268-25-7152
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-76-6839
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-53-0446
木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0264-25-2235
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0263-40-1943
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0261-23-6528
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課	026-225-9065
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0269-62-3106